議 第 94 号令和 4 年 2 月 1 6 日提出

専決処分の報告について

福岡高等裁判所令和3年(ネ)第574号損害賠償請求等控訴事件に係る最高裁判 所に対する訴えの提起について次のとおり専決処分したので、これを報告するととも に承認を求める。

熊本市長 大西一史

記

令和 4 年 2 月 8 日専決

訴えの提起について

本市は、福岡高等裁判所令和3年(ネ)第574号損害賠償請求等控訴事件について、最高裁判所に対して次のとおり上告を提起し、及び上告の受理を申し立てる。

1 当事者

上告人(原審控訴人) 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長 大西 一史

被上告人(原審被控訴人)(1) 被害者の両親

(2) 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表者 代表取締役 金杉 恭三

2 事件の概要

平成29年6月25日、本市が管理する県道145号線(瀬田熊本線)沿いの私

有地に生育していた樹木が当該県道の車道内に倒れ、被害者が運転していた自動車 の上部に直撃し、同日、同者は死亡した。

被上告人のうち被害者の両親は、他の親族(1人)とともに、土地所有者の承継人(3人)については、本件樹木の栽植又は支持に瑕疵があり、本件樹木の管理を 怠った過失があると主張して、本市については、当該県道の設置又は管理に瑕疵が あり、道路管理義務を怠った過失があると主張して、土地所有者の承継人及び本市 に対し、連帯して4,400,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め た。

また、被上告人のうち保険会社は、死亡した被害者との間で締結していた自動車 保険契約に基づき人身傷害保険金及び車両保険金を支払ったことにより損害賠償請 求権を代位取得したと主張して、土地所有者の承継人及び本市に対し、連帯して 55,445,507円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

3 原審判決の主な内容

- (1) 第1審判決中被控訴人のうち被害者の親族(1人)の請求部分に係る控訴人 (本市)らの敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記敗訴部分に係る同親族の請求をいずれも棄却する。
- (3) 控訴人(本市)は、被控訴人(保険会社)に対し、土地所有者の承継人と連帯して47,762,362円及びうち994,000円に対する平成29年7月29日から、うち46,768,362円に対する平成31年3月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 控訴人(本市)らのその余の控訴をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は、被控訴人のうち被害者の親族(1人)及び保険会社との関係では、 第1審、第2審の費用の50分の21を控訴人(本市)の負担とし、被控訴人の うち被害者の両親との関係では、控訴費用を控訴人(本市)らの負担とする。
- 4 上告及び上告受理の申立ての趣旨
 - (1) 上告の趣旨 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。
 - (2) 上告受理の申立ての趣旨
 - ア 本件上告を受理する。
 - イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(提出理由)

令和4年1月28日に判決が言い渡された福岡高等裁判所令和3年(ネ)第574号損害賠償請求等控訴事件について最高裁判所に訴えの提起をするに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。